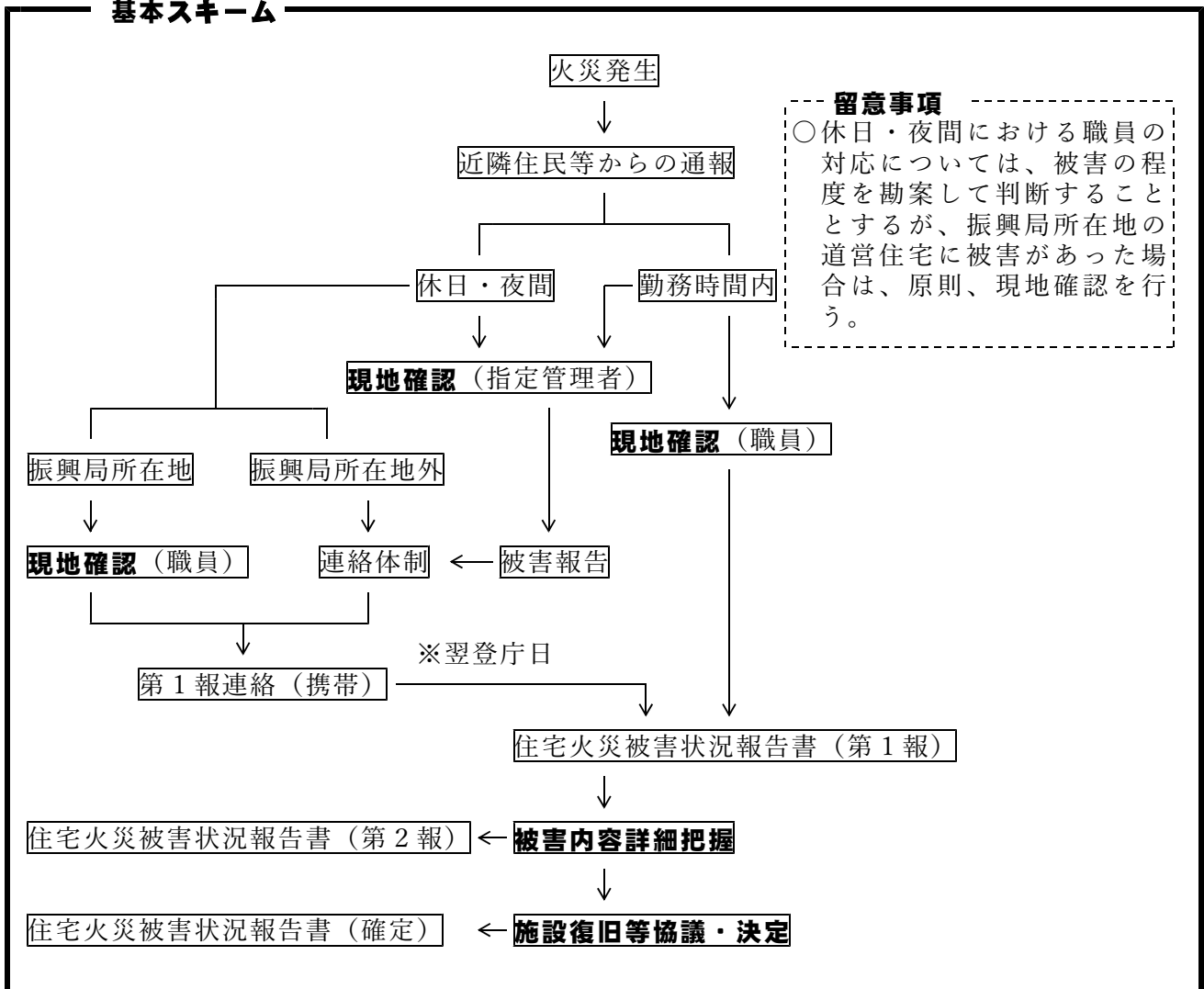


# 3-1. 住宅火災対応編

## 基本スキーム



### 1. 現地確認

事項	内容
指定管理者等による現地確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災の状況把握（出火・鎮火時間）</li> <li>○被災住宅の状況把握</li> <li>○被災した入居者の被害状況</li> <li>○ライフラインの稼働状況確認</li> <li>○周辺住民への聞き取り</li> </ul>
現状把握・緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休日・夜間時における被害内容報告については、課長補佐（住宅管理・家賃管理）あて連絡</li> <li>○被害箇所の写真による記録</li> <li>○供給事業者への連絡</li> <li>○被害への速やかな対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水による居住困難者への近隣道営住宅への一時入居</li> <li>・集会所活用による一時避難</li> </ul> </li> <li>○鎮火後の安全対策実施</li> </ul>

## 2. 被害詳細把握

事 項	内 容
火災情報	○現場検証結果、火災の原因
被害状況等	○施設被害、人的被害の詳細把握（写真添付） ○ライフライン等の復旧状況 ○入居者の避難状況 ○一時避難後の特定入居の状況

## 3. 施設復旧等協議・決定

事 項	内 容
施設復旧	○本格復旧を考慮した出火元住戸内の支障物撤去 ○出火元以外の住宅修繕協議 ○その他共用部分等の補修
入居者対応	○出火元及び出火元以外の入居者への住み替え検討 ○出火元入居者への損害賠償保険加入の確認

## 4. その他

<p>〈道営住宅等における損害保険加入〉</p> <p>○道住宅課では、「木造住宅」及び「住棟から独立した集会所」について、「公益社団法人全国公営住宅火災共済機構」が運営する相互救済事業に加入している。</p> <p>○保険適用範囲は次のとおりとなっている。</p> <p>ア 火災による損害</p> <p>イ 落雷による損害</p> <p>ウ 爆発による損害</p> <p>エ 上記損害に係る消火・避難その他の消防活動に必要な処置に伴う損害</p> <p>※自然災害による被災に対しては、住宅災害見舞金として交付</p>
---